

新婚生活を始めるための費用を補助します！

※受付は平日8:30~17:15まで（年末年始は除く）



〈補助対象〉
新婚生活のための
引越費用



〈補助対象〉
住宅の取得費用
賃料、敷金、礼金
共益費、仲介手数料
リフォーム費用



補助の対象となる夫婦

以下の1又は2のいずれかに該当する夫婦

1. 次の(1)~(9)の全てに当てはまる夫婦

- 令和5年3月1日から令和6年3月29日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
※令和6年3月30・31日に婚姻したかたは、令和6年4月1日以降にお問い合わせください。
- 婚姻届を提出した日において、夫婦が共に39歳以下
- 夫婦の所得※を合算した金額が500万円未満
※直近の所得証明書に基づいた所得。ただし、貸与型奨学金を返済中の場合は例外あり
- 申請日において、夫婦のいずれかが市内の補助対象物件に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている
- 市税の滞納が無い
- 過去に本補助金及び他の自治体による同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない
- 館林市わくわく地方生活実現支援金の交付を受けていない
- 補助対象費用について他の公的な制度による支援を受けていない
- 館林市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない

2. 令和4年度に初めて本補助金の交付を受けているか、又は本補助金の交付を受ける資格の認定を受けていて、令和4年度の補助金交付決定額が30万円未満の夫婦（以下「令和4年度からの継続補助を受ける夫婦」といいます。）

〈補助金額〉

- 夫婦とも29歳以下の場合
1世帯当たり
上限 60万円
- 上記以外の場合
1世帯当たり
上限 30万円

補助の対象となる費用

令和5年4月1日から令和6年3月29日までに実際に支払った、以下の費用の合計額のうち、夫婦とも29歳以下の場合には1夫婦につき60万円、それ以外の場合には1夫婦につき30万円を上限とします。（令和4年度からの継続補助を受ける夫婦は、30万円から令和4年度の交付決定額を差し引いた金額を上限とします。）

※令和6年3月30・31日に支払った費用については、年度内に申請することができないため対象とはなりません。

住居費用：婚姻を機に、館林市に新たに住宅を取得、賃借又はリフォームする際に要した費用（住宅取得費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料及びリフォーム費用※）

※倉庫及び車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事並びにエアコン、洗濯機等の家電の設置工事はリフォーム費用から除きます

引越費用：婚姻を機に、館林市内に引越しを行った際に、引越業者又は運送業者へ支払った費用

〈申請・問合せ先〉 館林市役所 子育て支援課 子育て支援係（1階12番窓口）
TEL：0276-47-5135（直通） ※平日8:30~17:15

— 必要書類・手続方法については裏面をご覧ください。 —

館林市結婚新生活支援補助金 申請手続

① 交付申請（申請期間：令和5年4月3日～令和6年3月29日）

以下の書類を、館林市役所子育て支援課へ提出してください。

※ 対象となる要件や必要な提出書類の確認のため、事前にお問い合わせください。

○：基本的にすべてのかたが必要なもの △：該当する場合のみ必要なもの

	提出書類	新規	継続補助
①	結婚新生活支援補助金交付申請書	○	
②	婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚姻届受理証明書	○	
③	令和3年又は令和4年中の所得証明書 ※夫婦2人分の、直近（概ね令和5年4月～5月に申請する場合は令和3年中、6月～令和6年3月に申請する場合は令和4年中）のもの ※所得証明書の発行市町村が館林市である場合は不要	△	
④	貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（所得の算定と同じ年のもの）	△	
⑤	住宅の新築工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し ※住宅取得の場合 ※契約金額が土地・建物の合計金額である場合は、建物だけの金額がわかる書類も必要	△	△
⑥	住宅の賃借契約書の写し及び賃料等の領収書の写し ※住宅賃借の場合 ※初期費用（前家賃、敷金、礼金及び仲介手数料）について申請する場合は、費用の内訳が分かるもの（請求書、明細書等）の写しも必要	△	△
⑦	住宅のリフォームに係る工事請負契約書の写し及び領収書の写し ※住宅リフォームの場合	△	△
⑧	就業者（個人事業主を除く。）分の住宅手当支給証明書 ※勤務先から住宅手当の支給を受けていない場合も必要	○	○
⑨	引越に係る領収書の写し ※引越費用を支払った場合	△	△

◇ 上記以外にも書類の提出をお願いしたり、確認のためご連絡する場合があります。

◇ ①、⑧については、指定の様式を使用してください。
（子育て支援課窓口もしくは市ホームページより取得できます。）



市ホームページ
二次元コード

② 交付決定通知書及び交付請求書様式の受取り（申請より2～3週間後目安）

審査の結果、補助金の交付が決まりましたら「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」及び「結婚新生活支援補助金交付請求書」の様式を申請者宛に送付します。内容を確認してください。

③ 補助金交付請求書を提出

②で送付する「結婚新生活支援補助金交付請求書」にご記入、捺印の上、館林市役所子育て支援課へ提出してください。

④ 補助金の振込み（請求書提出より2週間～1か月後目安）

振込日についての通知はありません。通帳記帳等により「館林市会計管理者」からの振込を確認してください。



※交付申請時にアンケートを配布しますのでご協力をお願いいたします。

※本補助金は雑所得として課税の対象となるため、確定申告が必要となる場合があります。